

日本臨床栄養学会 認定臨床栄養医資格制度規則

第1章 総 則

第 1 条 この制度は臨床栄養学の進歩に即して、疾病の予防および診療に必要な栄養に関連する総合的な知識と技量を有する優れた医師を育成し、実践の場での栄養関連医療の向上を図り、国民の健康の向上に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本臨床栄養学会（以下本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定臨床栄養医資格制度を設ける。

第 3 条 本制度の維持と運営のために教育委員会（仮称以下同じ）を設け、認定臨床栄養医資格に関する審議ならびに認定を行なう。

第2章 認定臨床栄養医の資格

第 4 条 認定臨床栄養医資格を申請する医師は、つぎの各項の条件をすべて満たすものとする。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識、技量を備えていること。
2. 申請時において本学会の会員であること。
3. 本学会が施行する認定のための研修単位として 10 単位を取得した後、審査に合格すること。うち 1 回（5 単位）は、研修企画委員会による講習会に出席して取得するものとする。

第3章 教育委員会委員

第 5 条 本学会理事会が教育委員数名を選任する。

第 6 条 教育委員は教育委員会を組織し、認定臨床栄養医資格認定に関する業務を行なう。

第4章 認定臨床栄養医の認定および更新の方法

第 7 条 認定臨床栄養医資格の認定を希望する者は、つぎの各項に定める書類を日本臨床栄養学会教育委員会に提出する。

1. 認定臨床栄養医資格認定申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証（写し）
4. 学術活動に関する単位数を合計 10 単位以上取得したことを証明する資料

5. 業績目録，業務活動等を記載したもの
6. 本学会認定臨床栄養指導医資格をもつ医師の推薦書

第2項 取得単位は、別表に従って集計する。

第8条 教育委員会は、毎年2回申請書類によって認定資格についての審査を行う。

第9条 教育委員会の審査結果は、理事会の議を経て決定する。

第10条 本学会理事長は審査の要件を達成したものに対して、資格認定証を交付する。

第11条 認定は5年毎に更新する。

第12条 認定の申告時に支払う審査料は10,000円，認定料は20,000円とする。

第13条 認定臨床栄養医の申請書類の締め切りは毎年6月30日および11月30日とする。

第5章 認定臨床栄養医資格の喪失

第14条 認定臨床栄養医資格はつぎの理由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定臨床栄養医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。
4. 認定臨床栄養医の認定を受けた日から満5年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第15条 本学会理事長は認定臨床栄養医としてふさわしくない行為のあった者に対して、教育委員会、理事会および評議員会の議決より資格の認定を取消することができる。

第6章 認定臨床栄養医資格の更新

第16条 認定臨床栄養医資格の更新を希望するものは、認定された後も連続して本学会の会員であること。

第17条 資格の更新に必要な単位数は30単位である。更新時別表に従って過去5年間に取得した単位を集計すること。

第18条 資格の更新を希望するものは、次項に定める申請書類に更新審査料を添えて教育委員会に提出するものとする。

1. 日本臨床栄養学会認定臨床栄養医更新申請書
2. 学術活動に関する単位数を合計30単位以上取得したことを証明する資料

第19条 研究のための海外留学や長期病気療養等特別な事情があり更新が不可能になった場合は、その事情を記した書類を添え、更新期間の延長を申請することができる。

第20条 教育委員会は、毎年6月30日および11月30日を締め切りとして、申請書類によって更新を認定する。

第21条 本学会理事長は、認定臨床栄養医の更新を認定されたものに対して理事会の議を経

て認定書を交付し，学会誌に発表する．

第 22 条 更新審査料は 20,000 円とする．

第 7 章 認定臨床栄養指導医資格への変更

第 23 条 継続 3 年以上本学会の会員であるときは，臨床栄養指導医の認定申請を提出することが出来る．

第 8 章 認定臨床栄養医資格制度の運営

第 24 条 教育委員会委員長は，本制度の円滑な運営を図るために教育委員会を招集する．但し，教育委員数の 3 分の 1 以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは，委員長は，直ちに臨時教育委員会を招集しなければならない．

第 25 条 教育委員会は委員数の過半数が出席しなければ，その議を開き議決することができない．

第 26 条 教育委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し，また可否同数のときは委員長が決するものとする．

第 27 条 この規則の実施に関して，教育委員会および理事会によって決定された事項は本学会機関誌によって会員に通告する．

第 9 章 規則の改廃

第 28 条 この規則の改廃は教育委員会および理事会の議決により，評議員会の承認を受けなければならない．

付 則

1. 本規則は、 2007 年 11 月 17 日より発効とする
2. 規則の改訂 2008 年 10 月 11 日
3. 規則の改訂 2009 年 9 月 19 日

【申請時 別表】

別表1．学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1．日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2．日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3．日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1もしくは2	-

出席を証明する資料，例えば受講票もしくは会場費の領収書等を添える．

演者とは講演者本人，ポスター発表者本人，ならびに共同演者とする．

また，同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する．

3については教育委員会で認められた研究会等とする．ただし，申請時に最大2単位までを認めるものとする．

別表2．論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1．機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

上記以外の雑誌については，内容を検討し単位を決定する．

論文は臨床栄養医学に関する学術論文（原著，総説，症例報告などを含む）とする．

当該部分の別刷りまたはコピーを添える．

【更新時 別表】

別表1．学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1．日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2．日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3．日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1もしくは2	-

出席を証明する資料，例えば会場費の領収書等を添える．

演者とは講演者本人，ポスター発表者本人，ならびに共同演者とする．

また，同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する．

3については教育委員会で認められた研究会等とする．ただし，申請時に最大8単位までを認めるものとする．

別表2．論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1．機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

上記以外の雑誌については，内容を検討し単位を決定する．

論文は臨床栄養医学に関する学術論文（原著，総説，症例報告などを含む）とする．

当該部分の別刷りまたはコピーを添える．